

記者発表資料 3枚

平成30年 5月30日
福島県土木部建築指導課

平成30年度「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 の申請受付を7月2日から開始します。

県は、森林環境を保全し、循環型社会の形成を図るため、県産木材を使用して木造住宅の建設等（新築、増改築、購入）を行う建築主に対して、県産の農林水産物や商品券等と交換可能なポイントを交付します。

今年度のポイント申請受付を下記により開始しますので、お知らせします。

- 1 申請期間 平成30年7月2日（月）～平成31年2月28日（木）
※先着順、予算枠に達した時点で終了します
- 2 対象住宅（以下の全ての要件を満たすこと）
 - (1) 福島県内に自ら居住するための木造住宅であること
 - (2) 住宅の施工者の主たる営業所は福島県内にあること
 - (3) 所定量以上の福島県産木材（柱、梁、土台等）を使用している住宅であること
 - (4) 平成30年4月1日以降に完成している住宅であること
 - (5) 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること
 - (6) 世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと
- 3 交付ポイント数（1ポイント＝1円相当）
 - (1) ① 一般（子育て世帯以外） 20万ポイント
② 被災者等、県外からの移住者、子育て世帯 30万ポイント
(※今年度から、子育て世帯は、30万ポイントに拡充しております。)
 - (2) ポイント総額4,000万ポイント（最大200棟分）
- 4 申請方法 申請書を事務局へ郵送又は持参してください。
(事務局) 福島県木材協同組合連合会 〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階）
電話 024-523-3307
- 5 その他 詳細は、県建築指導課ホームページ（県トップページから「森と住まい」で検索）を御覧ください。

【問い合わせ先】

土木部 建築指導課
(担当者) 主幹兼副課長 佐瀬 守昭
電話 024-521-7522 内線 3667
FAX 024-521-7955

森と住まいのポイント事業

住宅の新築や
増改築などを
検討されて
いる方へ

1ポイント=1円

1ポイント1円相当で福島県産
農林水産品や商品券と交換できます。

福島県産木材を使って
住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、
県の登録商品と交換できるポイント
(1ポイント1円相当)を交付します。

最大30万円分相当の ポイントをプレゼント!

一般向け

20万ポイント

被災者
避難対象者
県外移住者
子育て世帯

30万ポイント

ポイント交換商品一例



交付
条件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎所定量以上の福島県産木材(柱・梁・土台等)を使用していること。
- ◎平成30年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ◎世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。

申請
期間

平成30年7月2日(月)～平成31年2月28日(木)
《先着順・最大200棟》

申請
方法

◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください。
ホームページから申請書類がダウンロードできます。

交換
商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)
- ◎商品券(全国型・地域型)

>>>>> 詳しいポイントの交付条件や申請方法、交換商品については裏面をご覧ください >>>>>

ふくしまの未来を育む
森と住まいのポイント事業
問合せ・申請窓口

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5番18号 林業会館2F
FAX 024-521-1308/E-mail info@fmokuren.jp

☎024-523-3307

※詳しくはホームページをご覧ください

福島県木連

検索

～ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業は「福島県森林環境税」を財源に実施しています～

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業

交付要件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎平成30年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱^{※1}において、右表に定める量以上の福島県産木材を使用している住宅であること。
- ◎建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ◎世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。

■住宅における県産木材の使用量の基準

延べ面積	使用する県産木材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上95㎡未満	5㎡
95㎡以上110㎡未満	6㎡
110㎡以上125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

※1) 厚さ27mm以上のものに限る。 ※2) 木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。
 ※3) 福島県森と住まいのエコポイント事業、ふくしまエコプラス住宅応援事業を含む。

申請期間

平成30年7月2日(月)～平成31年2月28日(木)

ポイント発行申請は、木造住宅建設等完了後に受け付けます。
 なお、予算がなくなり次第終了となります。

[先着順]
最大200棟

申請方法

- ◎所定の申請書を作成し、窓口にて提出してください。

▼以下の窓口にて郵送または持参により提出してください。

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18(林業会館2階)

E-mail: info@fmokuren.jp

電話 024-523-3307

用紙の入手方法

- ①ホームページからダウンロード

- ◎福島県木材協同組合連合会ホームページ…<http://www.fmokuren.jp/>
- ◎福島県土木部建築指導課ホームページ…福島県トップページから「ふくしまの未来を育むポイント」で検索。

- ②窓口でのお受け取り

下記問い合わせ窓口にてお受け取り可能です。

交換商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)

福島県産の米、野菜、肉、魚、麺類、菓子、飲料、酒類、調味料、家具、木工品、家電製品など

- ◎商品券(全国型・地域型)

日本全国で使用できる旅行券・お食事券・お花券・すし券・お米券・地域限定で使用できる商品券など
 (商品券との交換は、交付ポイントの50%が上限となります。)

お問い合わせ窓口

- ◎福島県木材協同組合連合会……………電話 024-523-3307

- ◎福島県土木部建築指導課……………電話 024-521-7528

- ◎県の建設事務所……………(担当窓口は建築住宅課となります。)

[県北]024-521-2575 [県中]024-935-1462 [県南]0248-23-1636 [会津若松]0242-29-5461
 [喜多方]0241-24-5727 [南会津]0241-62-5337 [相双]0244-26-1223 [いわき]0246-24-6134